

海國兵談 第七卷

人數組附人數扱

人數組は兵の肝要なる者なり、人數組細密なる時は等しく進み、等しく退て、一伍の人數一身の如く相離れずして助け合ふ故、接戰するに甚強し、且又組合正しき故、心に任て落行事もならず又敵より紛れ者に入るべき様もなし、總て人數組は軍の根本なり、日本の軍立は此法なき故、忽ち多勢忽ち小勢紛々として不齊一なり、此故を以て戰勝も忽ち不慮の敗を受けたる例多し、新田、足利京軍の時、足利家八十萬にて扣へたる所へ、義貞の軍勢二千餘人敵勢へ紛れ入て、尊氏卿の前後左右に中黒の旗を指上て、足利殿を追崩したる事なども編伍の法なき故なり、又和田、楠敵陣へ夜討して引入たる時立すくり、居すくりにて敵の紛れ者を見出して誅したり、立すくり、居すくりは和田、楠だけなれども、編伍正敷き時は一人の紛れ者有ても組切の中間同士にて明白に知る故立すくり、居すくりにも及ばざるとなり、編伍の法左に記す。人數組は伍より始る、伍は五人組なり、其本法は屋敷並より組立る事なり、先づ城下

住居にても相並びし五家を一組と定め、相互に親戚の如く朝暮懇にする故、遠方より姿を見ても誰と知れ、暗夜に聲を聞いても某と知る、これ五人組の大主意なり、偕又諸方の集り勢ならば猶以て組合を嚴に定むべし、人數を組上るの次第は五人を一伍とす中一人首立なり但人數の多少に依て三四人を伍とする事もあり、亦九人までを一伍とす、騎馬にする事もあり、又首立は、騎馬にして四人の、卒をば歩する事もあるへし、皆大將の方寸にある事なり、

五伍の二十五人を小組とす、頭一人あり、小組頭と云ふ、此小組を四つ合せて百人組と云ふ、頭一人あり、百人頭と云ふ、此百人組を十も二十も統へ預るを番頭とも侍大將とも云ふ、此番頭侍大將を總司するは大將なり、偕右の如く人數を組上置て、接戰の時は一伍の卒は首立を離る事勿れ、小組二十五人の人數は小組頭を離る事勿れ、百人組の人數は百人頭を離る事勿れ、百人頭は番頭侍大將の旌馬印を見失はず、縦横進退附纏ふべし、偕各頭分の者の危を見捨たる者は嚴科あり、軍法の卷に出づ、偕敵國を手に入て段々進む時は敵國の人數をも吾軍兵に用ふる事あり、其時は我人數を敵國の人數と百人宛分て百人頭へ渡すべし、百人頭之を受取て其人數を四つに分けて二十五人宛手下の小姓頭へ渡すなり、小性頭受取て己れの手下の五伍を十伍に作るとも、亦一伍五人を十人に直すともする時は、人數の組合手間疾く相濟

むなり、何れも人數組は軍の大本なりと心得べし、且又近年風にて總軍士面々に思々の指小旗を用ふる事なり、成程總指物は其行列見事にして、壯觀を示す様なれども、其實は好まざる事なり、其故は一には大風に難儀し、二には雨に重くなり、三には暮蒼に勸難し、斯様な障ある事なれば、指小旗をば用ゐずして、總軍士は冑印、笠印、袖印等にて總相符を定むべし、但し陪臣の總印は直參と同様にして、別に何所ぞに陪臣の總印を付べし、是又大將の心に任せにて定むべし、偕又一伍の首立は肩印を附くべし、印は各々に任すべし、四人の人數右の肩印を自當に首立を助け、働くべし、小組頭は總印の外に何ぞ心に任せて別印を附くべし、二十五人の人數、此別印を自當に小組頭を助け、働くべし、百人頭は鎧の毛色を以て、印を定め、其上に本大將の隊の旗二本を立べし、番頭侍大將は母衣を着、本大將の隊の旗五本を立列べ、其外に、各の家紋を附けたる小幟二本を馬印に用ゆべし、番頭以上之れの家紋を附けたる幟を用うるとは、仙臺は仙字を書き、薩摩は薩字を記する心也、本大將は家々に傳へたる山絡の旗を用ゐ、又隊の旗十本をも用、又家紋を附けたる旗十本をも用ゐるなり、右の如く、人數組を定め置くは、急に人數を分るにも番頭一人に命ずる時は、預りの百人組幾組なりとも、其番頭に付き纏ふもなれば、三百人五百人を分るとも、番頭一人に命じて事濟むなり、又百人二百人を分

るには百人頭一人に命ずれば事濟むなり、小組分る事亦然り。
右の如く人數を定め置て敵と接戦するに至つては、一伍の首立は四人の眞先を懸て敵に當るべし、小組頭は二十五人の前を懸け百人頭は百人の前を懸くへし、番頭侍大將亦然り。

右の如く番頭、百人頭、小組頭等の前を懸る定法なれども、足場惡き所か又は決して勝難き事を見切たる時は、妄りに野猪流の先懸をする事なかれ、懸るも引も時宜あるべし。

陪臣をば其主人々々引纏めて召連べし、勿論陪臣も主人と相並て働ものなり、但し上にも言ふ如く、總體は直參と同様にして別に陪臣印あるべし。

家中四五十人以上所持したる者をば、豫て撰び置て是を寄合組と名付け、五人も七人も寄合せて一備を立させ陪臣の働を爲さしむべし、但し人數組は上に言ふ所の法に準すべし、尤主人々々の心次第騎馬に仕立るも飛道具にするとも存慮に任すべし、勿論寄合組を總司する頭を一人添べし、是を寄合頭と言ふなり。

但し陪臣の功を大將へ言上するは、主人自ら言上する事なかれ、彼の家中の功をば是より言上し、是が家中の言上をば彼より言上すべし。

右の如く人數組正き時は、人數を分合するに手間取らず、又敵の紛れも入べき様もなく、又人數の落散ちる事も仕難し、總て軍の大本は人數組にある事なれば、必ず忽にする事なかれ、偕人數組の事を合點して人數を扱ふ法を知るべき事なり、其法左に記す。

人數扱の法とは先づ軍は大勢の人を自由自在に使ふにあらざれば叶はざる事なり、日本には人數を使ふに采配か或は懸聲にて使ふのみなり、采配にては五六百人の小人數は使ふべけれども其上の人數は使ひ難し、況や萬以上の大軍に至ては、一本の采配を如何様に振廻すとも行届ざる事なれば、采配を以て使ふ事善法とは言難し、又懸聲にて言合めんとする時は、武者ごよみとなれり、武者ごよみとは、大勢聲を立てる時は動搖めきて何となく騒がしく、備も不行作になるものなり、此故に武者ごよみをば大に忌事なり、先づ大人數を扱ふには、旌旗、鐘、鼓等並に音の變りたる鳴物を製作し豫て操練オウレンに此旌旗を見れば、斯様の働をせよ、此鳴物を聞かば如何やうに働くべしと云とを能く吞込ませ置て、戰場にて其約束の違はざる様に嚴重に教込べし、是人數を使ふ要法なり、大略を知らしむべきために、其仕形の一、二左に記す、尤兵に將たる者面々の工夫了簡にて如何様にも定むべし、只肝要は約束の違はざる

なり。

人数の懸引は鐘鼓及び鳴物なるべし、分合並に敵の有無を通ずるには旌旗を用ふべし、先旗本二五色の旗を用意し置て、物見より東に敵ありと注意あらば、鐘をならし、人数を止めて青色に東の字を出したる旗を指上べし、其時諸手銃砲一聲づゝ放して、承知の旨を大將に知らすべし、赤白黒又同法也。青は東、白は西、赤は南、黒は北諸手、此旗を見て敵の在る方を知るなり、倍懸れと言ふ相圖には青旗を東に向けて振ながら、太鼓を鳴らすべし、其時東組の人数討て懸るなり、四方皆同法なり。

青旗赤旗二本立ては東南に敵ありと知べし、三方四方又同法なり。

右旌旗鐘鼓鳴物吹物等を以て人数を扱ふ法の大略なり、猶工夫を加へて如何様にも定むべし、何れにも人数を扱ふ要領は、法と操練とにある事にして、法又操練より重き事と知るべし。

第七卷終

海國兵談 第八卷

押前陣取、備立並宿陣、野陣

押前は人数を引纏て押行道中なり、右の押前陣取、備立の三は大なる差別に非ず、押行人数を止れば備となり、備を押廣むれば陣となる、元來陣と備と二の物に非ず、異國にて陣營同法と云ふも此趣意なり、日本にては陣取と備立と別傳なる故、事多くして煩敷なり、只陣營同法を旨とすべし、倍又陣場の普請は遊軍の兼役に定め置て、普請の時は人数を分て働かせ、外に其他の百姓、荒子等を用ゆべし、隨分手軽く手間疾きを善とす。

押行時は百里千里六町一里也の道なりとも物の具して押べし、斯すれば別に具足櫃ツツハコを召連るに及はざるなり、但炎天の時は脱て擔ふ事もあるべし。

附具足櫃は澁紙張抜に制すべし、投ても損傷せず、又水汲の具にも用ゐらるるなり。

人数を押出すには能々四方の伏を搜て出すべし、忽にする事なかれ、押前に二行三